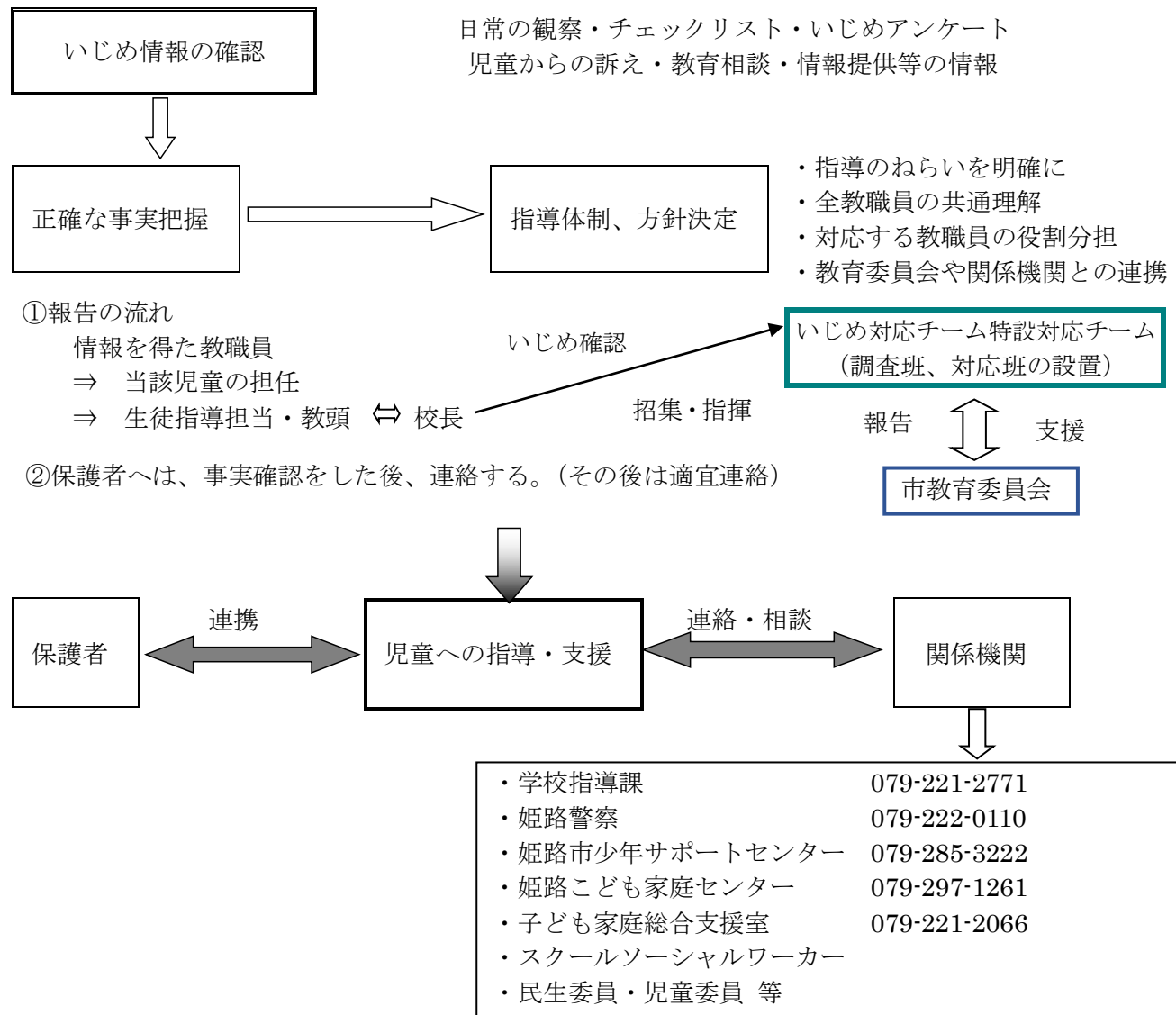


別紙5

組織的対応



※生命または身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちであり、相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

職員はSNS等の最新の動向を把握し、関係機関の協力のもと児童にネットに関する正しい知識を提供するとともに、教育相談等では情報を積極的に収集する。

インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合は、資料・証拠の確保・児童からの聴き取り・書き込みや画像の削除依頼等迅速な対応を図る。人権侵害や犯罪、法律違反など事案については被害届提出など警察等の専門機関と連携して対応する。

※被害者や情報源の者の心情に十分配慮し、事実確認をする。保護者の意向も配慮する。

※いじめ解消に向けての取り組みにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでの間は以下のことを基本とする。いじめ情報を得たその日のうちに加害者・被害者の双方から事実関係を聞取るとともに聞き取った内容について周辺児童からも確認する。また、聞き取り・指導等複数の教員で当たる。

※双方の保護者に説明し、保護者と関係職員を交え、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。